

1. 資料編

1-1 関連計画

1-1-1 熊本県景観計画・景観条例

① 概要

玉名市では、現在、熊本県景観計画及び景観条例に基づき、景観行政を行っています。熊本県では、一定の大規模行為について、県全体を届出対象区域としていることから、県全域を景観計画区域（既に景観行政団体である市町村は除く）とし、景観形成地域、特定施設届出地区を設定しています。

県の景観形成の基本目標、景観形成の基本的視点、景観形成の方策は以下の通りです。

[基本目標・観点・方策]

景観形成の基本目標	○ 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる ○ 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る
景観形成の基本的観点	○ 自然との調和 ○ 歴史との調和 ○ ユニバーサルデザインの視点
景観形成の方策	○ 景観形成の誘・推進 ○ 景観形成に関する合意の形成 ○ 景観形成活動の促進

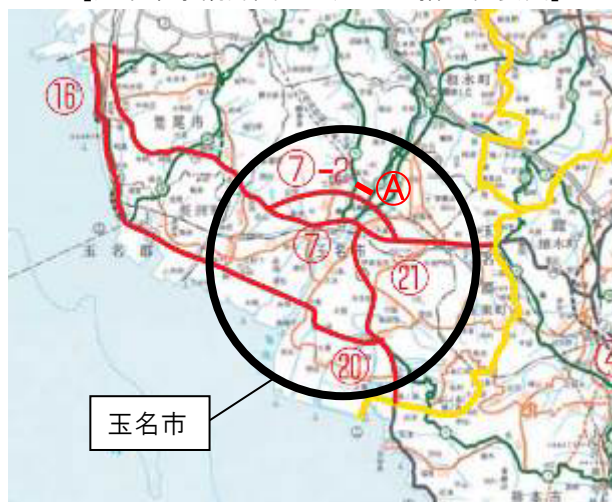
② 特定施設届出地区（指定道路）

玉名市では、「特定施設届出地区（指定道路）」が位置づけられています。具体的には、⑦国道 208 号、⑦-2 国道 208 号玉名バイパス、⑳国道 501 号、㉑県道熊本玉名線であり、これらの道路端から 20m 以内に当区域が定められています。

当区域内での特定施設※の新築・増設・改築・色彩の変更等は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく「届出対象行為」となります。当区域にて、景観形成基準が定められています。

※特定施設：パチンコ店、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、ホテル、広告塔、広告板等

[熊本県景観計画 地域・地区指定概要図]



③ 大規模行為

以下の行為が届出対象行為となっており、これらの当該行為について景観形成基準が定められています。

[届出対象行為(抜粋)]

■法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出対象行為

（建築物、工作物、柵及び塀、地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取）

■熊本県景観条例第 7 条第 2 項の規定に基づく届出対象行為

（建築物の撤去、工作物の撤去、柵及び塀の撤去）

※上記の出対象それぞれにおいて、規模が定められています。

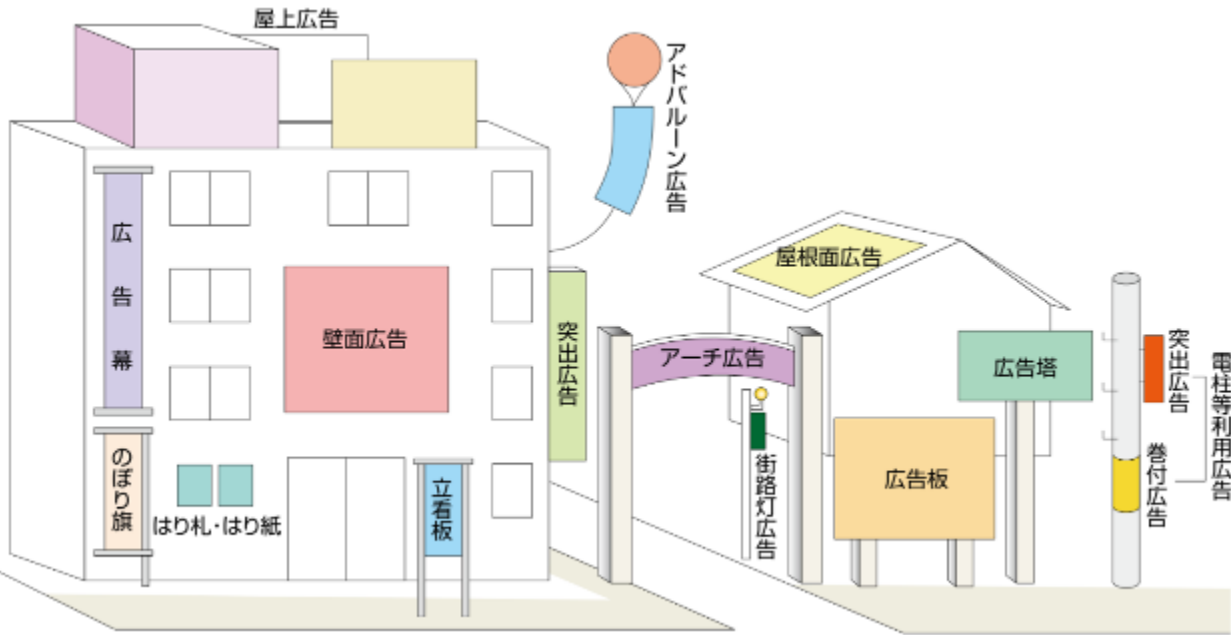
1-1-2 熊本県屋外広告物条例

熊本県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

① 屋外広告物の種類

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています（広告物が設置される敷地や建物の所有は問いません）。広告板・広告塔（建植広告）、屋上広告、壁面広告、突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどがこれにあたります。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含まれます。

[屋外広告物の種類]



② 禁止地域

原則として、屋外広告物の掲出ができない地域です（下表）。

風致地区、景観地区（都市計画法）、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、道路等の沿線で知事が指定する区域、古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等、官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、公衆便所等

ただし、自家用広告物においては、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ以下とおり、表示面積が総量規制内であれば、許可を受けて掲出できます。また、道標、案内図版についても、個別基準に適合すれば、許可を受けて掲出できます。

第1種禁止地域	2㎡超～10㎡以内（但し1表示面は5㎡以内）
第2種禁止地域	5㎡超～15㎡以内
第3種禁止地域	5㎡超～50㎡以内
第4種禁止地域	制限なし

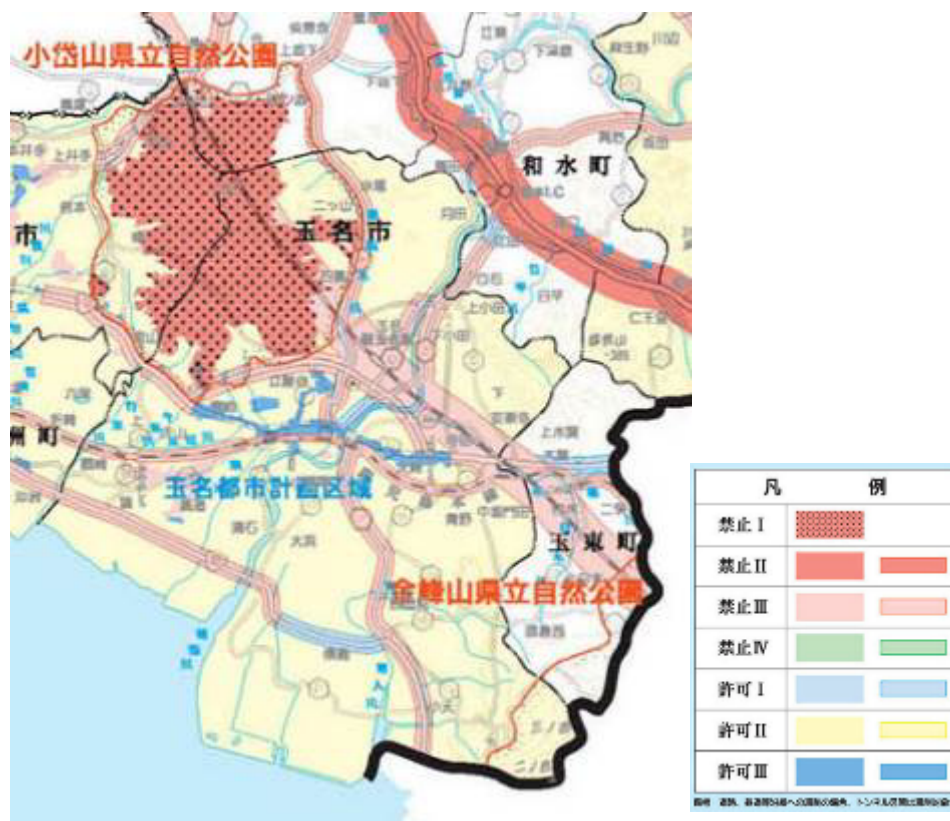
※1種2㎡以内、2・3種5㎡以内、4種10㎡以内の自家用広告物については、許可は不要

③ 許可地域

許可地域では、「表示面積の合計が 10 m²を超える自家用広告物」「すべての一般広告物（自家用以外）」において、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ右表の総量規制の範囲内であれば、許可を受けて掲出できます。

第 1 種許可地域	50 m ² 以内
第 2 種許可地域	100 m ² 以内
第 3 種許可地域	制限なし

[熊本県屋外広告物条例規制概要図]



禁止地域、許可地域を問わず、次の広告物は許可を受けずに掲出できます。

- 1) 自己管理用広告物（1 団の土地又は 1 物件につき 1 m²以内）
- 2) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物
- 3) 講演会・展覧会・音楽会等のため会場の敷地に掲出する広告物
- 4) 電車又は自動車に表示される広告物で、次の基準に適合するもの
 - ①自動車等の所有者が自己の名称、事業内容を表示するものに限る
 - ②その他の広告物は、電車は車体の各面における表示面積が当該車体の各面の面積の 10%以内、路線バス・自動車は車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の 6%以内
- 5) 人・動物又は車両（電車又は自動車を除く）・船舶等に表示される広告物
- 6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 7) 公職選挙法による選挙活動のため使用するポスター
- 8) 工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝の用でないもの
- 9) 法令の規定により表示する広告物
- 10) 奉仕広告で基準に適合するもの…1 物件につき 0.5 m²以内、1 個まで

1-1-3 玉名市総合計画

第1次玉名市総合計画（平成24年～28年度）で基本構想を定めており、玉名市総合計画 後期基本計画では、「まちなみの景観形成」を施策として位置づけています。

[基本構想]

基本理念	信頼と勇気ある改革 ○ これからもずっと住み続けたいと思う魅力ある玉名を目指すとともに、市民と行政が信頼の絆を深め、市民の創意工夫により地域社会を築く、市民が主体のまちづくりを進めていきます。 ○ 一方、これからの市民と行政のあり方として、行政が、これから迎えようとする時代の流れや厳しい財政状況に的確に対応した行政運営、行政改革が求められていると同時に、市民一人一人が、思いやりと助け合いの精神を育み、地域や家庭の課題は自らの問題として自ら解決するという、積極的な姿勢が求められています。 ○ このため、市民と行政、家庭と地域、企業と行政、あるいは家庭と地域と学校など、互いの信頼関係と連携を基軸として、市民全体が目標を一つにして立ち向かう気概を持つとともに、勇気ある改革が求められています。
将来像	人と自然がひびきあう 県北の都 玉名 ○ 玉名市民が豊かな自然を舞台にして、ひびきあう様子をいいます。ひびきあうにはこだまする（にぎわい、活気がある）、伝わる（伝統・文化が次世代に継承される）、影響しあう（市民が相互研さんし合い資質向上する）という意味があります。 ○ 県北の都とは、県北の拠点都市玉名そのものを示しています。 ○ 都とは、情緒豊かで誰もが住みたい、住みつづけたいと思う快適で暮らしよい場所、人々でにぎわい、人とものがいきいきと交流する自立都市・拠点都市をあらわします。 ○ 県北の都 玉名は、このように、県北の経済や文教の中心都市としてにぎわい、地方分権時代をリードするまちづくりを目指します。
基本施策	まちなみの景観形成 ○ 潤いある自然景観や周囲と調和したまちなみ景観は、市民生活に安心感とやすらぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませてくれるとともに、街なかのにぎわい創出につながります。 ○ このため、魅力あるまちなみ景観形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進します。

[後期基本計画]

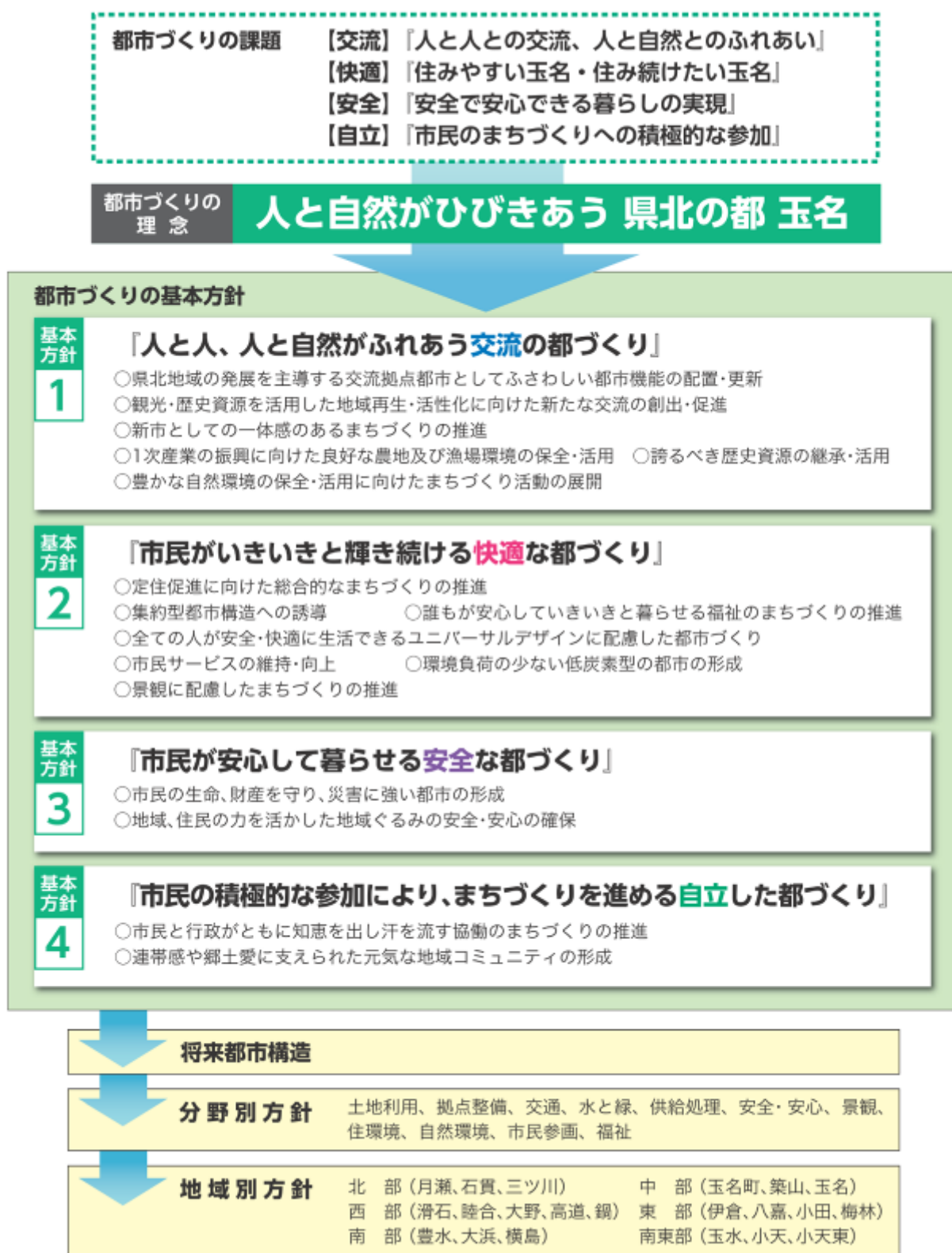
現状と課題	○ 中心市街地においては、商業施設の看板や色彩などの統一感のとれた景観に配慮した美しいまちなみ形成に努めることが求められる。 ○ 山々の豊かな緑や自然景観は本市の貴重な財産であり、自然景観を守るためにも、市民の理解と協力を得て、山林、田園風景などの自然緑地について、保護、保全を図る必要がある。 ○ 歴史など地域の風情を感じることができる魅力的な景観形成に努めることも大切である。
施策の方針	○ 市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進する。
主要施策	①都市景観の形成 中心市街地においては、建物や商業施設の形態、色彩、看板などについて、景観形成基準の設定も視野に入れ、調和のとれた統一感のあるまちなみ景観の形成を推進します。 ②自然景観の形成 菊池川をはじめとする河川や山並みの景観形成は、自然の風景を十分配慮した修景整備を実施し、都市の潤い空間として自然景観が阻害されないよう保全を図ります。 ③「美しい景観都市 玉名」の実現 自然や歴史など地域の風情を感じることができ、観光客や地域住民にとってやすらぎと潤いをもたらす景観を形成するため、行政とまちづくり団体が連携して豊かな景観形成を推進します。また、地域の景観は地域で守り育てるという市民意識の高揚に努め、「美しい景観都市 玉名」の実現を目指します。
目標指標	目標指標：まちなみ景観や自然の風景について満足している市民の割合 現状値（H23 年度）：12.6% 目標値（H28 年度）：14.4%

1-1-4 玉名市都市計画マスタープラン

① 都市計画マスタープランの構成

玉名市の都市計画マスタープランの構成は、以下となっており、都市づくりの理念、基本方針、将来都市構造についてについて整理をしています。

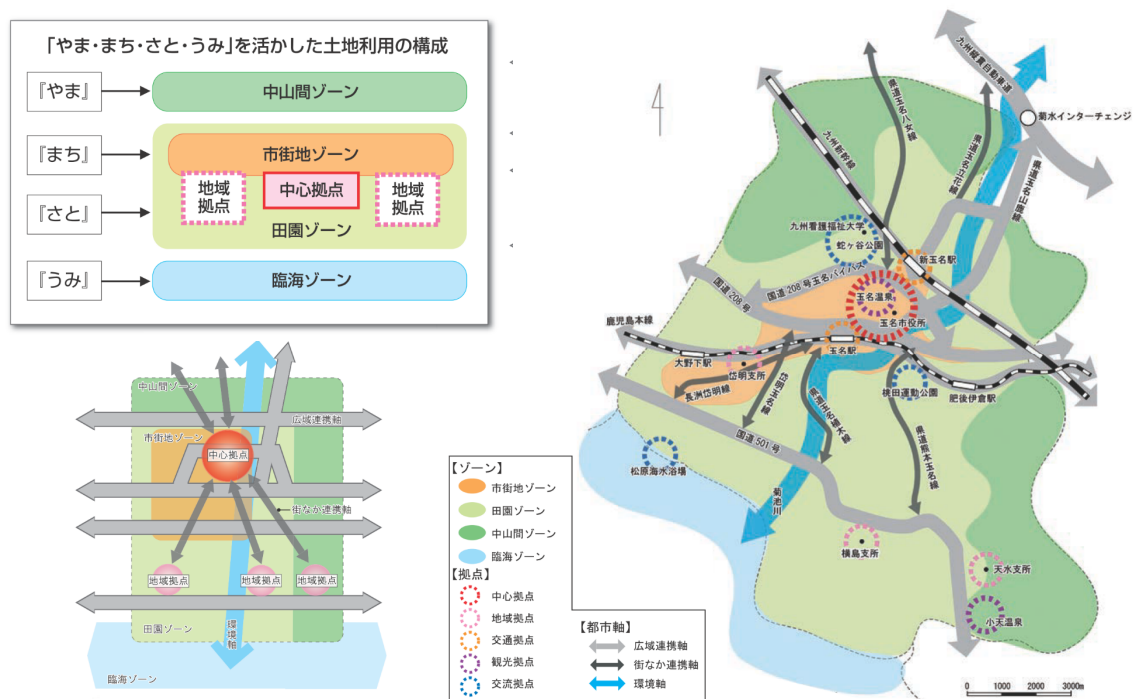
[都市計画マスタープランの構成]



1-1-5 将来都市構造

「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を活かし、目指すべき都市づくりの理念を踏まえて、将来の都市構造について、以下のように示しています。

[将来都市構造]



1-1-6 景観形成に関する方針

景観形成の基本方針と整備方針については以下の通りです。

景観形成に関する方針

- 本市の特徴的な景観要素との調和による魅力ある街並み景観の形成
- 市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現



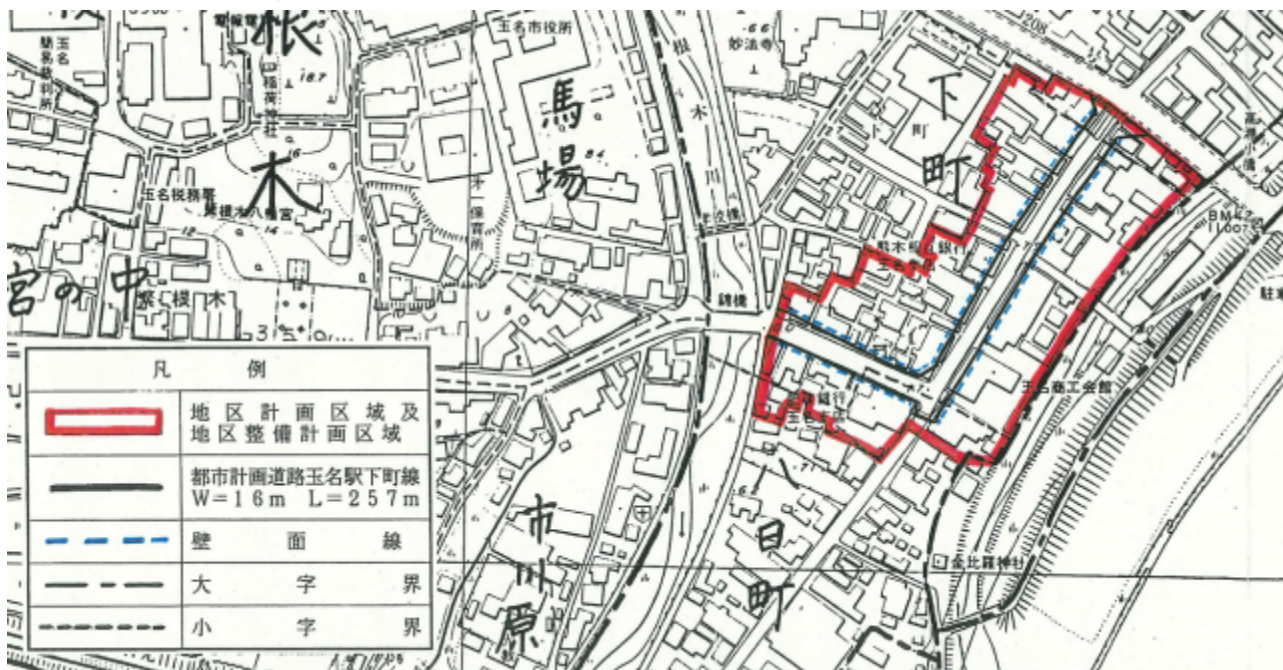
基本方針	景観要素との調和を図り、市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現を目指す。
整備方針	(1) 来訪者を迎えるもてなし景観の形成（景観形成） (2) 本市を象徴するふるさと景観の保全（景観保全） (3) 市民が一体となった景観形成に向けた取り組みの推進

1-1-7 高瀬南部地区地区計画

玉名市では、高瀬南部地区にて地区計画を定めており、区域の整備・開発及び保全の方針（地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備の方針）、地区整備計画（建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、その他工作物の制限）を規定しています。

特に景観に係る建築物の形態又は意匠の制限では、「建築物の屋根及び外壁等又は工作物は、歴史ある商店街として美観を損なうような色彩又は装飾を用いてはならない。」と定めています。

■地区計画区域及び地区整備計画区域



1-1-8 玉名市高瀬地区景観形成住民協定

江戸・明治期の古民家が集まる玉名市高瀬地区のまちなみを保存するため「玉名市高瀬地区景観形成住民協定」がまとめられ、平成20年10月17日に県から認定を受けました。

当地区では、高瀬地区を活性化させようと懇談会を開催し、崇城大学の学生や玉名市職員を交えて意見交換し、まちなみ保存のための自主的な統一基準として住民協定が作成されました。

協定は建築物を木造2階建てとし、壁はしっくいや木で仕上げることを規定。屋根を瓦ぶきにし、自動販売機や看板は軒先より内側に設置することなどを明記しています。



1-1-9 玉名市文化振興基本計画

■文化財の維持管理

地域の文化財は地域で守るのが文化財保護の理念です。

文化財保護の責任は一義的に所有者又は管理者等にあり、指定した国や県、市はこれを支援する責務を負っています。そのため、文化財保護法や文化財保護条例では指定等の措置を定めると共に、文化財の所有者や管理者等への補助制度を設けて、必要な支援を行っています。

日常の維持管理を担う市民団体等や個人の所有者へは、市からの業務委託や維持管理に伴い必要と認められる補助金交付などに加え、技術的な助言、指導など必要な支援を充実させて、適切な保存と所有者や管理者の負担軽減を図っていくこととします。

■景観保全と一体的な文化財の維持管理

玉名市は、景観法に基づく景観計画を策定し、地域毎の特徴的な景観の形成と保全を図っていくこととしています。文化財保護条例においても文化的景観について定めており、すでに文化庁の報告に含まれているハゼ並木や有明海の干潟などの景観もあります。今後策定される景観計画の中での位置づけを図っていくこととします。また、文化財周辺については、開発行為などに先立ち、関係各課による情報共有など、連携を図っていく必要があります。



石貫ナギノ横穴群



青木磨崖梵字群



実山公園からの景観～天水の蜜柑畑と横島の干拓地

1-1-10 玉名市文化財保護条例（抜粋）

第6章 文化的景観

（文化的景観の選定）

第49条 教育委員会は、市の区域内に存する文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを玉名市選定重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 教育委員会は、重要文化的景観の選定をしようとする場合において、その選定に係る地域が景観の保全の見地から価値が高く、かつ、広範囲にわたるものであるときは、市長の意見を聴かなければならない。

（解除）

第50条 教育委員会は、重要文化的景観がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市選定重要文化的景観について、法第134条第1項の規定による選定があったときは、当該市選定重要文化的景観の選定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第51条 市選定重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第15条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生じるべき損失を補償する。

（準用規定）

第52条 第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第20条、第21条第1項及び第43条並びに第44条の規定は、市選定重要文化的景観について準用する。

附 則

（検討）

7 教育委員会は、景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づき、良好な景観の形成に係る制度について市が所要の措置を講じた場合において、この条例の実施状況、保護すべき文化的景観の状況等を勘案し、文化的景観の保護に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

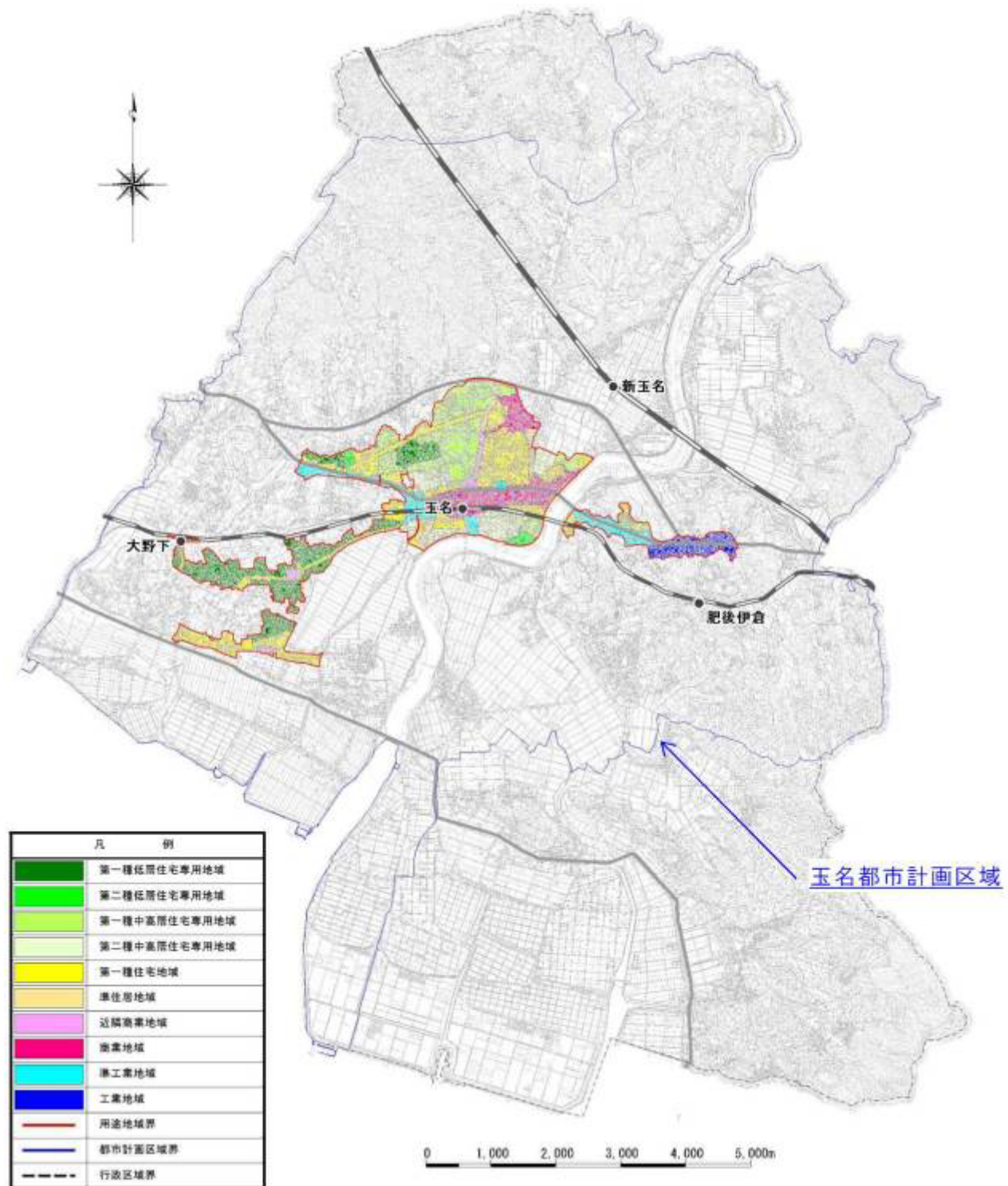
（平19条例21・旧第6項繰下）

1-1-11 都市計画・関連法令

① 都市計画区域・用途地域

都市計画区域及び用途地域は、玉名地域と岱明地域の一部に指定されています。

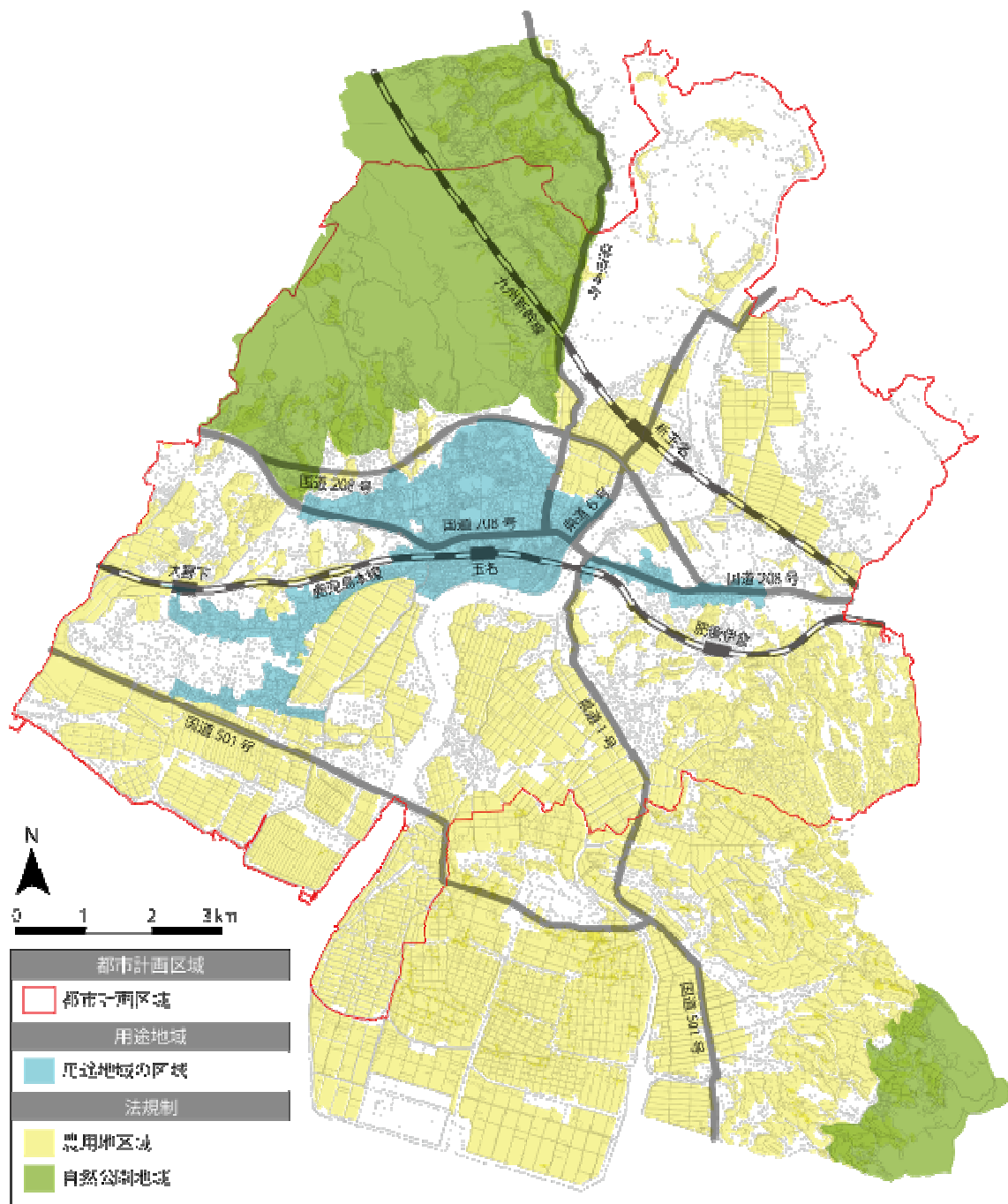
[都市計画図]



1-1-12 法適用状況

玉名市は行政区域の 9 割以上を農業振興地域が占めています。また、県立指定公園として、市北部の小岱山県立自然公園、市南東部の金峰山県立自然公園が指定されています。

[法適用状況]



■ 關 聯 行 動

このように、この論文は、その論議の中心を、この「政治的」な問題に置いている。これは、この論文の著者の政治的立場を、明らかにしている。この論文の著者は、この「政治的」な問題を、このように捉えている。この論文の著者は、この「政治的」な問題を、このように捉えている。

- 郡市計画区域外：10,000平方メートル以上が対象

■農用地区域

「昔、二王は相を殺して、互に王となすを以て争ひ、二王は争ひを以て相を殺し、是を以て天下は亂れ、百姓は苦しむ。故に天子は天下を治め、百姓を安んずることを以て務む。天子は天下を治め、百姓を安んずることを以て務む。天子は天下を治め、百姓を安んずることを以て務む。」

■ 自然公園地域

[illegible]

1-2 住民意向

1-2-1 アンケート調査

実施概要は以下の通りです。

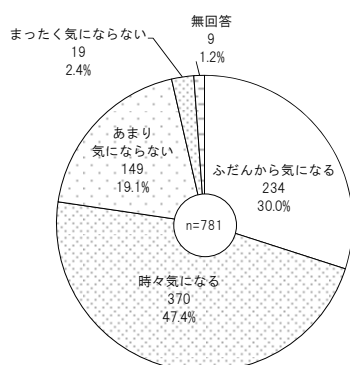
対象者	玉名市内に在住の市民 2,000 人
実施日	平成 25 年 9 月 20 日～平成 25 年 10 月 11 日
回収数・回収率	配布 2,000 通 回収数 781 通 回収率 39.1%

1) 景観に関する市民アンケート調査：単純集計（概要）

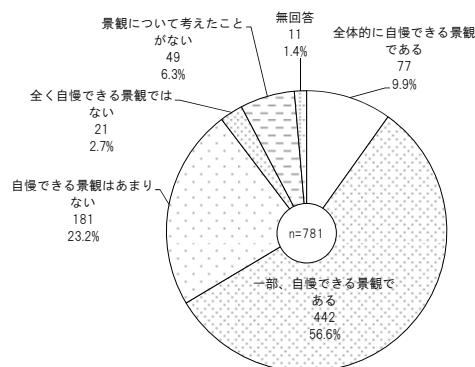
結果概要

- まちなみや自然の景観について、ふだんから気になる人は 3 割となっています。
- 玉名市の景観について、「自慢できる景観である（一部含む）」意向が 66.5%である一方で、「自慢できる景観はあまりない」や「全く自慢できる景観ではない」は 25.9%あります。また、「景観について考えたことがない」は 6.3%でした。

■ふだんから景観を気にしているか

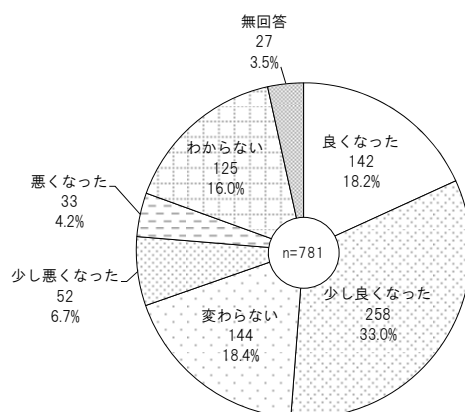


■本市の景観の印象



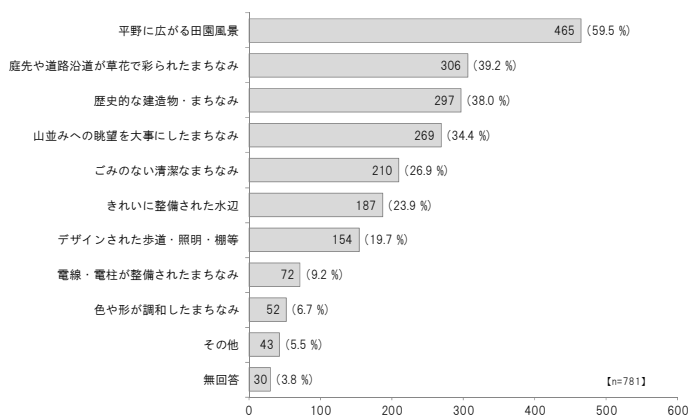
- 玉名市のまちなみや自然の風景は、以前（10 年～15 年前）と比べると、「少し良くなった」「変わらない」は 49.6%であり、（少し）悪くなったという意向は 15.5%となっています。

■新玉名駅周辺地区の景観の印象

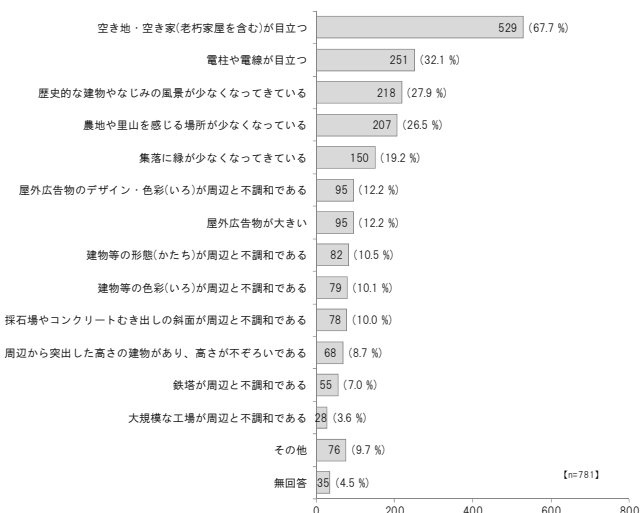


- 良い景観は「平野に広がる田園風景」、「庭先や道路沿道が草花で彩られたまちなみ」「歴史的な建造物・まちなみ」であり、自然景観や歴史的なまちなみを良いと感じています。一方で、悪い景観と感じているのは「空き地・空き家(老朽家屋を含む)が目立つ」「電柱や電線が目立つ」「歴史的な建物やなじみの風景が少なくなっている」となっています。

■ 良い景観

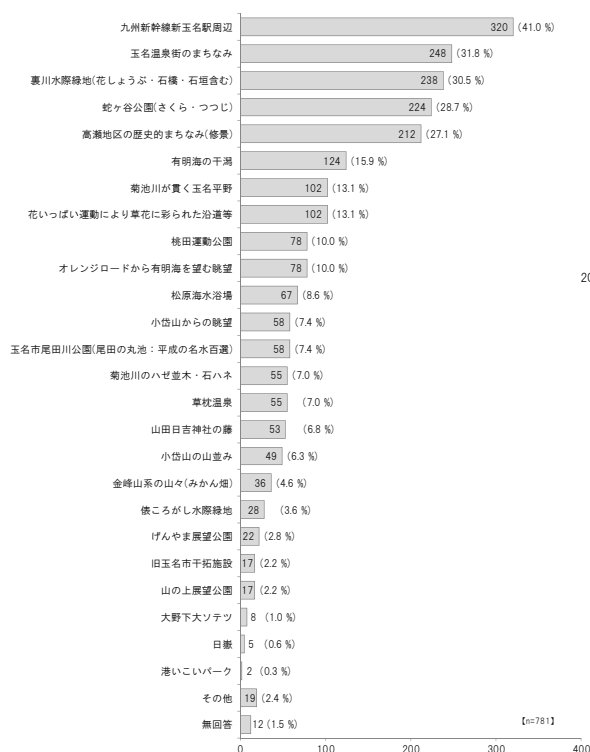


■ 悪い景観

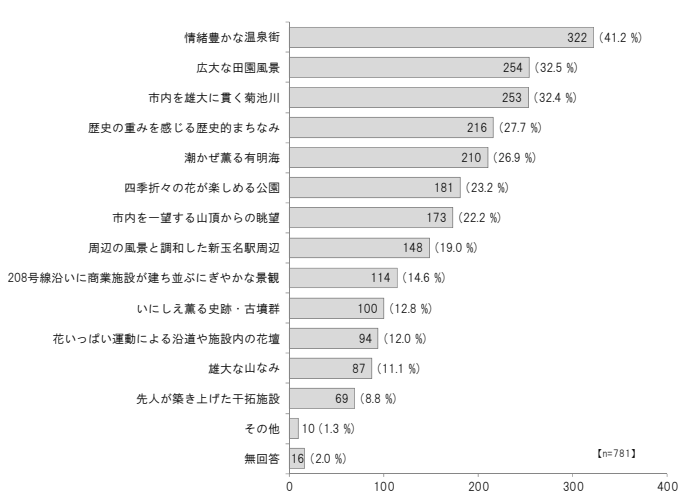


- 良好な景観づくりに向けて、守り育てるべき重要な場所は、「九州新幹線新玉名駅周辺」、「玉名温泉街のまちなみ」、「裏川水際緑地(花しょうぶ・石橋・石垣含む)」となっています。
- 玉名らしい景観は、「情緒豊かな温泉街」、「広大な田園風景」、「市内を雄大に貫く菊池川」の温泉街と自然・田園景観であると感じています。

■ 守り育てるべき重要な場所

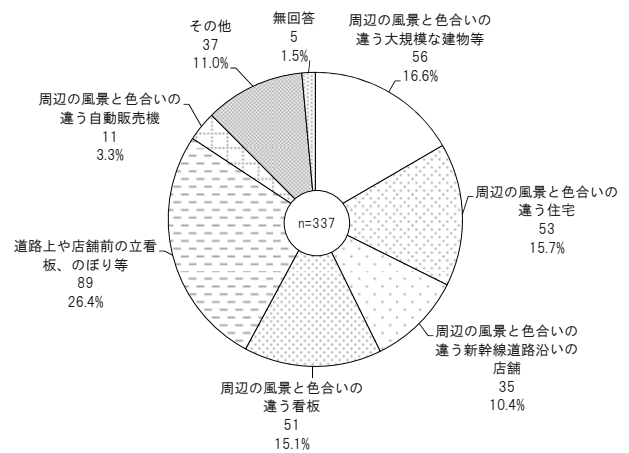


■ 本市らしいと思う景観



- 景観づくりのルールとしては、「全市的に緩やかなルールを設け、重要地区についてきめ細やかなルールを設ける」意向が強く、「住宅や店舗等の敷地の緑化」、「建物等デザイン、色彩（いろ）、素材」に対するルールが必要であると感じています。
- 建物等の色彩（いろ）について、日常生活で不快感を覚えた回答者は4割あり、特に「道路上や店舗前の立看板、のぼり等」に不快感を覚えています。

■色彩に不快感を覚えたもの



2) 景観に関する市民アンケート調査：クロス集計（概要）

結果概要

【「住まいの地域」とのクロス集計】

- 【Q10】とのクロスにおいて、玉名地域、岱明地域、横島地域では、良好な景観づくりに向けて「九州新幹線玉名駅周辺」を守り育てるべきとする意向が強くなっています。一方、天水地域では、「オレングロードから有明海を望む眺望」を守り育てるべきとする意向が強くなっています。
- 【Q11】とのクロスにおいて、玉名地域、岱明地域は「情緒豊かな温泉街」、横島地域は「潮かぜ薫る有明海」、天水地域は「広大な田園風景」が玉名らしい景観だとする認識が強くなっています。
- 【Q20-2】とのクロスにおいて、全ての地域で「公共施設（道路、河川、建物など）の整備・質の向上を図る」取り組みが必要だとする認識が強くなっていますが、横島地域、天水地域では、併せて「重要な地区を指定して、その地域にあった取り組みを重点的に進める」取り組みが必要であるという認識も同様に強くなっています。

【「居住年数」とのクロス集計】

- 【Q5】とのクロスにおいて、居住期間が1年未満では、まちなみや自然の景観が「ふだんから気になる」と回答する割合が高くなっています。居住期間が1年以上の回答者は「時々気になる」と回答する割合が高くなっています。
- 【Q13】とのクロスにおいて、居住期間が30年未満では、玉名市らしい景観づくりを進めるために「建物等のデザイン、色彩（いろ）、素材」のルールが必要だとする認識が最も強くなっています。居住期間が30年以上では、「住宅や店舗等の敷地の緑化」のルールが必要だとする認識が最も強くなっています。
- 【Q18】とのクロスにおいて、居住期間が1年～30年未満では、新玉名駅周辺について、「近代的な商業施設が建ち並ぶにぎやかなまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。1年未満、30年以上では、「周囲の田園景観や学校等に配慮した施設が建ち並ぶまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。

【「景観への意識」とのクロス集計】

- 【Q6】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」「時々気になる」「あまり気にならない」と答えた回答者については、玉名市の景観について「一部、自慢できる景観である」という回答が多くなっています。「まったく気にならない」と答えた回答者については、「景観について考えたことがない」という回答が多くなっています。
- 【Q7】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」「時々気になる」「あまり気にならない」と答えた回答者は、玉名市の自然景観やまちなみについて、以前と比べ「少し良くなった」という認識が強くなっています。「まったく気にならない」と答えた回答者は、「良くなった」という認識が強くなっています。
- 【Q16】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」と答えた回答者は「景観形成上、重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩（いろ）のみを制限する」べきという意向が強くなっています。「時々気になる」「あまり気にならない」「まったく気にならない」では、「極端な色彩（いろ）のみを制限すべきであとは個人の良識にまかせるべき」という意向が強くなっています。
- 【Q18】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」と答えた回答者は、新玉名駅周辺について、「周囲の田園景観や学校等に配慮した施設が建ち並ぶまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。また、「時々気になる」「あまり気にならない」「まったく気にならない」では、「近代的な商業施設が建ち並ぶにぎやかなまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。

1-3 景観ワークショップ及び景観学習会

① 景観ワークショップ

日時	平成 26 年 9 月 24 日（金） 19 時 00 分～21 時 00 分
テーマ	【景観通知表をつくろう！】 ワークショップ形式で玉名市の「良い景観」や「景観の課題」を項目ごとに出し合い、地図へ落とし込み、景観資源の掘り起しと課題を整理。

〔景観ワークショップの結果まとめ〕

景観類型	主な良い景観	主に気になる景観
自然景観	■ 山・川・海全ての自然景観が揃っており、すばらしい景色を眺めることができる。	■ ゴミ（不法投棄）、雑草、竹等の管理・手入れが行き届いていない。 ■ 土砂等の採取後が景観を損ねている。
田園等景観	■ 広大な農地が美しい。 ■ みかん畑の段々畑が素晴らしい。 ■ 動植物、里山の風景が残っている。	■ 荒地や耕作放棄地が景観を損ねている。 ■ みかん畑の石積みが消えていつている。 ■ 太陽光発電が景観を邪魔している。
道路沿道景観	■ 地域の努力により、幹線道路沿道の木や花がきれい。 ■ 新しいバイパスは手入れされている。	■ 派手な看板が多い。 ■ 草木や雑草の管理が行き届いていない。 ■ 景観に連続性や特徴がない。
市街地景観	■ 高瀬裏川周辺の景観がよい。 ■ 新玉名駅周辺の整備に期待を持っている。	■ 派手な看板が多い。 ■ 空き店舗が多く活気がない。 ■ 温泉街の情緒がない。 ■ 新幹線駅周辺が殺風景であり、PR 不足である。 ■ まちなみに統一感や特徴がない。
歴史・文化景観	■ 歴史的な史跡等が多く残っている。 ■ 干拓堤防と干拓地の風景がよい。 ■ 民俗芸能や祭が残っている。	■ 歴史的資源があるが生かしきれていない。 ■ 伊倉町の下地中分の認識不足。



② 景観学習会（第1回）の結果まとめ（玉名市中心部、横島地域、天水地域）

日時	平成26年10月3日（金） 14:00～17:00
テーマ	【景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える】 バスツアーで市内を景観という視点で眺めて周ることで、景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える。

〔検討結果〕



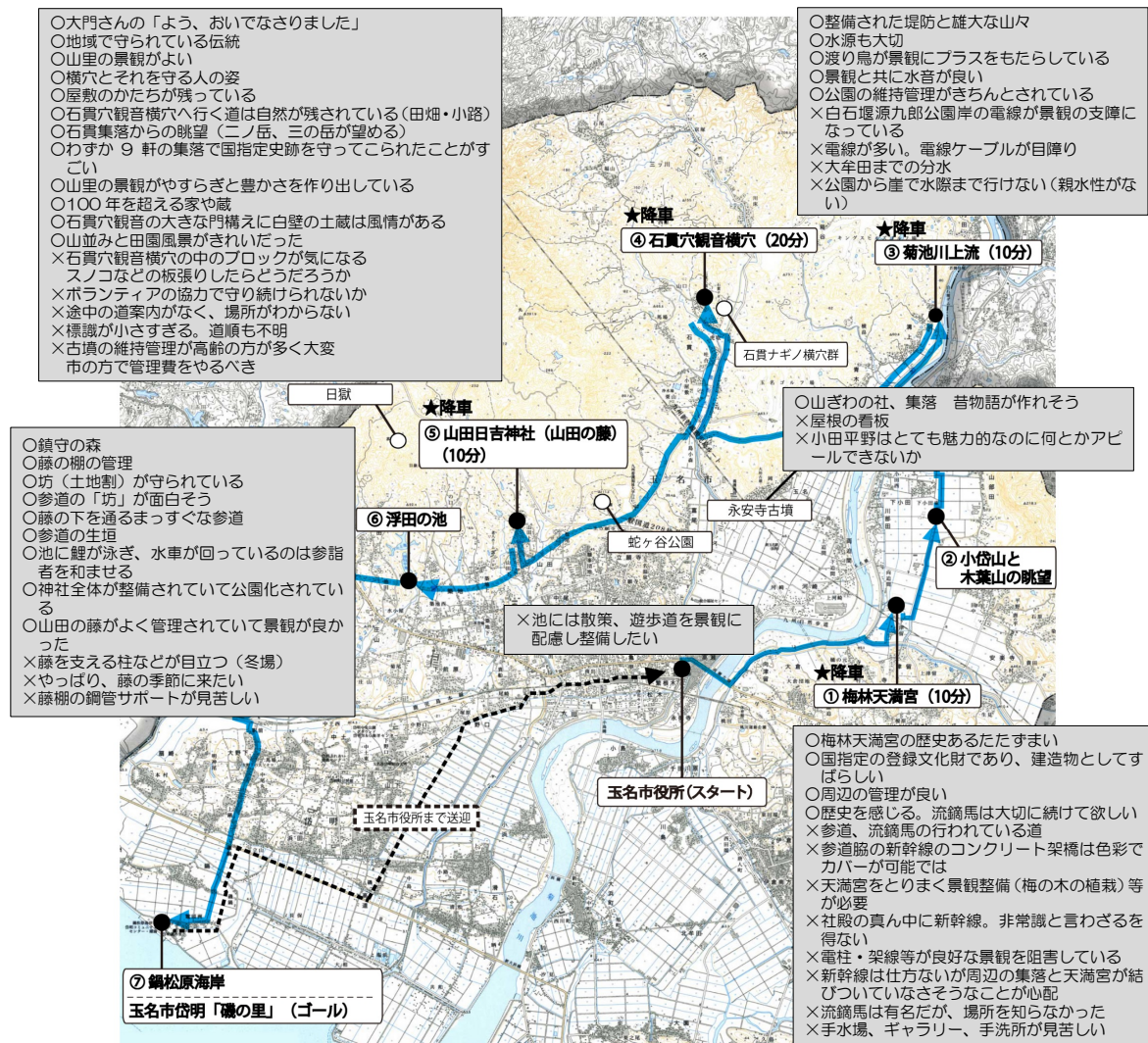
時間の都合上、市の南部を中心にバスツアーを行いました。
守りたい景観として歴史、自然、市街地の景観などさまざまなものがあげられる一方で、維持管理面や魅力を高めるための工夫が必要という課題が見えてきました。

守りたい景観	気になる景観
●歴史的資源 ・高瀬川の江戸時代からの歴史を思わせる石堤、石橋 ・何度も何度も補修されてきた石積みの堤防 等 ●自然景観、田園景観 ・みかんの段々畑、石積み ・秋の黄金色に輝く稲穂、田園風景 ●市街地景観 ・田園の中の新玉名駅 等	●維持管理が必要 ・沿道の農車・農具、古くなった空き家 ・雑草を取り除き5kmにわたる堤防をきれいにしてもらいたい ・雑草が多く手入れが必要 等 ●統一感、一体感が必要 ・原色を用いた様々な看板、統一感がない ・歴史的景観の中に現代の建物が目立つ 等 ●認知度を高めることが必要 ・誰も知らない語の横顔がし ・ハゼの木が植えられた経緯、歴史の物語をもっと知ってもらいたい 等 ●魅力を高める工夫、演出が必要 ・川の照明に工夫を ・温泉街入口がわからない ・温泉街のそぞろ歩き空間づくり 等 ●生活と一体的に考えることが必要 ・休耕山があり雑草の手入れが必要 ・耕作放棄地きれいにしなければ... ・新玉名駅には人の気配がなかった ・閉店している店が多い 等 ●資源の連携が必要 ・玉名をアピールする駅前と温泉地との連携 ・高瀬川と商店街の連携空間で活性化 等

③ 景観学習会（第2回）の結果まとめ（玉名地域北部、岱明地域）

日時	平成26年12月19日（金）13:30～17:00
テーマ	【景観に対する認識を共有し、玉名市の景観特性を探る】 バスツアーで市内を景観という視点で眺めて周ることで、景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える。

【検討結果】



今回も第1回のバスツアーと同様に市内には様々な景観資源があることがわかりました。
一方で、維持管理の不足している場所や周辺のしつらえ、景観を守るためには、人々の努力が必要であることが見えてきました。

良い景観	気になる景観
●歴史的な資源 ・梅林天満宮の歴史ある佇まい ・流鏝馬 ・100年を超える家や蔵 ・日吉神社に至る参道の「坊」等 ●自然景観、田園景観 ・菊池川上流の景観、渡り鳥 ・石貫からの二ノ岳、三ノ岳の眺望 ・山里の景観 ・鍋松原海岸からの眺望 等 ●地区毎の努力 ・地域で管理している石貫穴観音 ・源九郎公園の維持管理 等	●案内不足 ・石貫穴観音横穴までの標識が小さく、道順も不明 ・梅林天満宮の流鏝馬の場所を知らない ・鍋松原海岸までの交通アクセスが悪い 等 ●電線・電柱など ・源九郎公園の電線 ・梅林天満宮から見える電柱・架線 等 ●維持管理 ・石貫穴観音の維持管理。高齢の方が多い 等 ●工作物、屋外広告物 ・藤棚の鋼管サポートが見苦しい ・石貫穴観音の横穴の中のブロック ・屋根の看板 等 ●景観整備 ・梅林天満宮に梅の木を植栽する ・梅林天満宮参道脇の新幹線のコンクリート架橋を色彩でカバーする ・白石堰 公園から崖で水際まで行けない ・浮田の池に散策、遊歩道を整備 等

④ 景観学習会（第3回）

日時	平成 27 年 1 月 28 日（水）9：30～11：30
テーマ	【景観の定義や沿道まちづくりのポイント】 東京大学アジア生物資源環境研究センター長・教授の堀繁氏を講師として招き、景観の定義や沿道まちづくりのポイントについての講義を行った。

〔堀 繁氏（東京大学 アジア生物資源環境研究センター長・教授）の公演概要〕

◇景観とは何か

- ・景観とは見ること：見て理解の手がかりを得ることで、地域を理解する行為が景観である。そのため、瞬間的にその地域の評価がなされる。

◇良い景観とは

- ・（見たいもの）が（見やすい）状態にある
- ・（見たくないもの）が（見えない）状態にある

◇悪い景観とは

- ・（見たいもの）が（見にくい）状態にある
- ・（見たくないもの）が（見える）状態にある

①他のものに邪魔されないこと

②見えの大きさが程よいこと

③最も見たいものが一番大きいこと

◇人は何を見るのか

①理解の手がかりを探すため

②ホスピタリティ表現

③その人の興味を引くもの（人によって異なるため景観の対象としない）

特に「ホスピタリティ表現」、おもてなしの形、「あなたのことを大切にしますよ」という表現が重要。

⇒建物の良い悪いと景観の良い悪いは異なり、良い建物でもホスピタリティ表現が重要。

（のれん、ベンチ、開放された入り口など）

⇒あなたのことを歓迎しないという表現はマイナスになる。

（壁、ガラス戸、垣、塀など）

⇒沿道整備の場合は、1階部分、入り口の舗装など人の視点から見える範囲にホスピタリティ表現をすることが重要。



⑤ みんなでつくろう！玉名らしい景観づくり交流会

日時	平成 27 年 9 月 19 日(土) 14:00～17:00
テーマ	【景観まちづくりの発表・表彰、取組・活動アイデア検討】 各地区で行われている景観まちづくりを広く知ってもらい、玉名の景観に対する新たな魅力を発信し、景観意識を高める。 景観計画を具体的に進めていくための「アクションプラン（行動計画）」にあたる検討に向けて、市民から取組・活動アイデアを募る。

■わがまちイチバン発表会

各地区の景観まちづくりに取り組む団体が、自治区の自慢したい景観や、景観づくりに関する取り組みについて発表会を実施した。また、参加者による投票や、発表団体への表彰等を行った。



<受賞者>

賞名	受賞団体
わがまちイチバン賞	石貫安世寺地区
キラリかがやけ賞	横島校区まちづくり委員会
広く広めたで賞	玉名町校区まちづくり委員会
玉名の魅力を伝えたで賞	平塚文子（玉名観光ガイドの会）
地域の自然と生きる賞	伊倉校区まちづくり委員会
アイディア賞	立願寺公園活用協議会
地域一丸賞	月瀬興しプロジェクト HATM（ハトム）
おもてなし賞	高瀬地区（高瀬まちづくり協議会・高瀬裏川筋を愛する会）
新たな発見賞	亀丸 翼

■「写真 DE 語ろう！玉名らしい景観づくり」ワールドカフェ

景観計画の方針にもとづき、具体的に誰が何を行うのか、「玉名らしい景観づくり」のために何ができるのか参加者が自由に語り合う。



■主な意見

意見分類	意見
景観の価値づけ	・ 景観自慢 ・ 景観コンクールの実施
景観資源の整備・保全	・ 干拓堤防の上を歩けるようにしたい ・ 208 号線沿等の花植え ・ ボランティア団体への活動支援 ・ ゴミ拾い
景観資源を生かす 引き立たせる	・ 景観マップの作成 ・ ウォーキングコース、サイクリングコースの設定 ・ 看板の作成
景観の勉強会の実施	・ 横島の歴史を守る講習への参加 ・ 伊倉町では伊倉町の歴史講座を開いている
活動支援	・ ボランティアに対する助成金 ・ 地域の力！行政が手助け！ ・ 行政より予算が欲しい
交流や情報発信による 歴史継承	・ 交流の場を多くつくる ・ イベント等の実施 ・ 紙芝居で歴史を伝える ・ メディアへの歴史等（加藤清正）PR

玉名市
景観計画